

平成24年11月宮崎県定例県議会

水資源保全対策特別委員会会議録

平成24年12月6日

場 所 第5委員会室

平成24年12月6日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付した案件

概要説明

環境森林部

1. 森林法による規制等の現状について
2. 地域森林計画について

福祉保健部

1. 水道水について

協議事項

1. 委員会の提言について
2. 県南調査について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員(12人)

委員	長	岩下 斌彦
副委員	長	関 師博規
委員		緒 嶋雅晃
委員		中 村幸一
委員		蓬 原正三
委員		丸 山裕次郎
委員		宮 原義久
委員		松 村悟郎
委員		右 松隆央
委員		井 上紀代子
委員		徳 重忠夫
委員		新 見昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

環境森林部

環境森林部長 堀野 誠

環境森林部次長(総括) 金丸 政保

環境森林部次長(技術担当) 楠原 謙一

環境森林課長 川野 美奈子

自然環境課長 佐藤 浩一

森林経営課長 水垂 信一

福祉保健部

衛生管理課長 青石 晃

事務局職員出席者

政策調査課主査 吉 岐 さおり

議事課主任主事 川崎 一 臣

岩下委員長 水資源保全対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてではありますが、お手元に配付の日程案をごらんください。本日は、環境森林部と福祉保健部の関係課により、森林法に基づく地域森林計画や森林法による規制等の現状及び水道水について説明をいただきます。

今回は、執行部による説明は1時間程度とし、委員協議の時間を長目にとっております。委員協議においては、本委員会における提言についてを中心に、県南調査及び次回の委員会についても、御協議いただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部及び福祉保健部においていただきました。

それでは、概要説明をお願いいたします。

堀野環境森林部長 環境森林部でございます。本日は、福祉保健部からも関係課が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回御報告させていただく項目について御説明いたします。

お手元にお配りしております資料1の表紙をお開きいただき、目次をごらんください。環境森林部からは2項目でございます。森林法による規制等の現状及び地域森林計画について御説明いたします。

次に、資料2のほうをごらんいただきたいと思います。目次をごらんください。福祉保健部からは水道水について御説明いたします。

詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明いたします。

私からは以上でございます。

佐藤自然環境課長 それでは、委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。1の森林法による規制等の現状について説明いたします。

まず、(1)の森林の土地の所有者となった旨の届け出件数であります。これは、昨年4月に交付されました改正森林法で定められ、ことし4月1日に施行された届け出制度に基づきまして、新たに森林の土地の所有者となった者が、森林の所在する市町村長に届け出た件数でございます。4月から10月末までの実績を市町村に確認しました数字でございますが、届け出件数は、305件でありました。この中で、届け出者の

住所につきましては、森林のある市町村と同じものが221件、森林のある市町村以外で県内であるものが54件、県外で国内であるものが30件となっております。また、国外の件数はゼロ件で、届け出者に外国人もしくは外国資本のものはなかったとのことであります。

次に、(2)の保安林制度に係る伐採等許可申請、監督処分、罰則適用の状況でございますけれども、民有保安林における立木等の伐採や作業道の開設、電柱設置などの形質変更の許可件数は、表にありますように、平成21年度が567件、22年度が689件、23年度が565件、24年度は10月末現在でございますけれども、316件で、許可件数も同数となっております。また、監督処分及び罰則適用の件数はございません。

次に、(3)の林地開発許可制度に係る許可申請、監督処分、罰則適用の状況でございますけれども、民有林における道路新設や土石の採取、農地造成などの林地開発の許可申請件数は、表にありますように、平成21年度が2件、22年度が1件、23年度が7件、24年度は10月末現在で1件で、許可件数も同数となっております。また、監督処分及び罰則適用の件数は、いずれもございません。

なお、林地開発は景気動向に左右されることが多く、ピークは昭和62年から平成4年ごろになっておりまして、この2～3年は高速道路建設に係るものが多くなっております。

今後とも、関係部局及び市町村等と十分に連携いたしまして、これらの制度の周知徹底と適切な運用に努めてまいりたいと思います。

自然環境課からは以上でございます。

水垂森林経営課長 森林経営課でございます。資料の2ページをお願いいたします。地域森林計画について御説明いたします。

(1) にありますように、地域森林計画とは、森林法に基づいて知事が全国森林計画に即して立てるものでありまして、本県においては、県内を5つの森林計画区に分けて、各計画区の民有林について5年ごとに10年を1期とする計画を立てております。計画の内容は、森林の整備や保全に関する基本的な方向などを示すものであり、市町村が立てる市町村森林整備計画の指針となっております。

(2) の森林計画制度の体系でございますが、一番上の全国森林計画は、農林水産大臣が5年ごとに15年を1期として立てる計画で、我が国の森林の整備や保全の方向を示しております。

2段目の左が地域森林計画で、右側の地図にありますとおり、県内を5つの計画区に分けて、毎年1つの計画区の見直しを行っております。ちなみに、全国の計画区の総数は158でございます。

2段目の右側は、国有林を対象に森林管理局長が立てる地域別の森林計画であり、国有林の森林整備や保全の方向が示されております。

次に、3段目の市町村森林整備計画でございますが、この計画は、地域森林計画に適合して、市町村長が5年ごとに10年を1期として立てる計画であり、市町村が講じる森林関連施策の方向や、森林所有者等が行う伐採等の規範が示されております。

一番下の森林経営計画は、市町村森林整備計画に適合して、森林所有者が自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する計画でありまして、5カ年計画となっております。

次に、(3) の計画区域等でございますが、計画区は、北の方から五ヶ瀬川、耳川、一ツ瀬川、大淀川、広渡川の5つでありまして、対象とする民有林の森林面積は、最も大きいのが耳川計

画区の13万4,000ヘクタール余、最も小さいのが広渡川計画区の3万5,000ヘクタール余であり、5カ年計画の開始年度は20年度から24年度となっており、毎年1つの計画区を編成しております。

(4) の主な計画事項でございます。からまで6つ掲げておりますけれども、1つ目は、計画の対象とする森林の区域を、2つ目は、森林の整備及び保全に関する基本的な事項としまして、水源涵養や山地災害防止、木材生産等の機能の高度発揮を図るため、重視すべき森林の機能に応じた整備・保全の基本方針などを定めております。3つ目は、森林の整備に関する事項としまして、伐採の標準的な方法や、適地適木を旨とした人工造林に関する指針、伐採跡地の天然更新に関する指針などを、4つ目は、森林の保全に関する事項としまして、森林の土地の保全に関する事項や、保安林の計画的な指定や整備に関する方針などを、5つ目は、保健機能森林の整備に関する事項としまして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、保健機能の高い森林区域の基準や、利用者の意向を踏まえた整備に関する事項などを定めております。最後に、6つ目としまして、伐採立木材積、造林面積、林道の開設延長、保安林の面積など、10年間の計画量を定めております。

右側の3ページをごらんください。(5) の計画区ごとの森林資源でございますが、計画区ごとの資源の特色がわかりますように、3つのグラフを載せております。

まず、一番上のグラフであります。内側が面積、外側が蓄積を示しております。計画区名の下に括弧書きで示しております1ヘクタール当たりの蓄積を見ていただきますと、広渡川森林計画区は336立方メートルであり、県平均の265

立方を大きく上回っておりまして、この計画区は、約400年の歴史を持つ飢肥林業地帯という歴史的背景もあり、早くから杉を主体とした人工林化の取り組みがなされたことにより、資源が充実していることがわかりになると思います。

その下のグラフは、計画区ごとの人工林と天然林の面積の比率を示しております。地形が急峻で植栽が困難な地域が多い計画区ほど人工林率が低くなる傾向がありまして、五ヶ瀬川や一ツ瀬川は人工林率が低く、大淀川や広渡川は人工林率が高くなっております。

下段のグラフは、人工林における樹種別の面積比率です。いずれの計画区も杉が一番多く、次にヒノキとなっております。この2つの樹種で大部分を占めております。計画区を北から南の順番で並べておりますが、特徴的なのは、南に行くほど杉の割合が高く、逆にヒノキの割合が低くなっているところでございます。

この地域森林計画は、市町村森林整備計画の指針となるほか、森林資源に関する各種データは、森林整備事業を初めとした各種施策の立案や効率的な推進のために不可欠なデータでありますので、今後とも、森林の現況等に関する情報の収集、蓄積に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

青石衛生管理課長 衛生管理課からは水道水について御説明いたします。

資料2の1ページをお開きください。まず、本県水道の現状についてでございます。

1の普及率ですが、本県の水道普及率は、平成23年3月31日現在、96.8%、全国順位は28番目であります。各市町村の状況は、地図のとおり、緑色が80%を超える市町、9市12市町であります。黄色が60%台の2町、紫色が50%台の

1村、そして、オレンジ色が40%に満たない2村ではありますが、山間地域においては集落が点在するなど、地理・地形上の理由から水道普及が進まないところであります。

続きまして、2ページをお開きください。2の水道利用状況についてであります。水道法の規制を受ける上水道、簡易水道、専用水道と、規制を受けない飲料水供給施設や井戸水等を円グラフにしたもので、先ほどの普及率は、水道法の規制を受ける水道を対象としたものであります。この中で、給水人口が最も多いのは約100万人が利用する上水道で、88.7%を占めております。飲料水供給施設と井戸水、その他の水道の未普及地域が3.1%となっております。

次に、右の3ページの水道維持管理指導事業についてであります。

1の事業概要であります。水道施設の維持管理等の指導監督や、水質検査を県で行っております。

2の主な事業内容ですが、(1)の水道施設の維持管理等の指導監督としまして、水道法に基づき、上水道、簡易水道、専用水道の施設への立入検査を行い、ウにありますように、衛生的な施設の管理や水質検査の実施状況を確認して、原水から給水に至るまでの水質管理の徹底等による水道水の安定的な供給確保に努めております。

(2)の水質検査では、県民からの井戸水等の依頼検査を行い、不適井戸水等につきましては、塩素による消毒や煮沸消毒を行うよう保健所による指導をしておるところでございます。

次に、4ページをお開きください。水道建設指導についてでございます。

1の事業概要ですが、市町村において水道施設整備が効果的かつ計画的に実施できるよう、

水道施設整備費国庫補助金の活用を積極的に推進し、水道布設の促進を図っております。

2の水道施設整備費国庫補助金の推移ですが、表の左の欄の水道水源開発等施設整備費は、水質の改善や老朽管の更新等を行うために必要な施設整備を対象とする国庫補助でありまして、上水道を対象としております。昨年度は、5市町5カ所の事業で活用しております。表の右の欄ですが、簡易水道等施設整備費は、簡易水道の新設や統合等を行うために必要な施設整備を対象とする国庫補助であり、昨年度は、10市町村14カ所の事業で活用しております。県といたしましては、水道布設の促進により、県民の皆様が安全で良質な水道水を不自由なく利用できるように、水道事業者である市町村と連携を図りながら、事業を行っております。

次に、5ページをごらんください。各市町村ごとの水道水の水源及び給水範囲についてでございます。

水源は、1の上水道、2の簡易水道とも、地域によって、河川水である表流水や伏流水、これは河川敷などの地下を流れている水脈で、地表の河川との水理的な関係が強いものであります。そのほか、地下水である浅井戸や深井戸などさまざまな水源を利用しております。

3の給水範囲についてでございますが、水道事業を展開する給水地域につきましては、各市町村の条例等で細かく定めております。

次に、6ページをごらんください。水道水の給水に支障が出た場合の県と市町村の役割分担等についてでございます。

県におきましては、情報収集を行い、水道事業者に対して必要な助言や指導に努めております。各水道事業者である市町村におきましては、状況の把握や水源の確保に努めるとともに、必

要に応じて給水制限や節水の呼びかけを行うこととなります。なお、給水に支障が出る場合には、参考にあります災害時の対応を行うこととしております。

衛生管理課からの説明は以上であります。

岩下委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたらお願いいたします。

右松委員 1ページの森林法による規制等の現状についてなんですが、森林の土地の所有者となった旨の届け出件数ですけれども、305件ということで、うち県外が30件ということなんですが、法人と個人の割合、おのおの件数を教えてください。

水垂森林経営課長 県外からの届け出は30件ございますが、ほとんどが個人でございまして、法人は12件でございます。

右松委員 法人12件ということは、決して少ない数字じゃないと思っています。ですから、ほとんどないという答弁はどうかなと思うんですが、せんだって資料で平成23年度の届け出件数、県外に所有するというので、鹿児島、東京等の資料を前回いただいております。詳しく県外の届け出件数を資料としていただきたいというのが1点と、それから、国外がゼロということなんですが、実はこの国外ゼロというのは、我々、いろいろ県外調査をしてきた中で、果たしてこれが本当に信用できるのかといいですか、行政の調査の把握が完璧にできているのかと考えると、このゼロというのが必ずしも正しいとは言えないような、そういうことがいろいろと調べていく中でわかってきたんですが、具体的な話をしますと、東京財団で県外調査をした際に、外資の買収が、今、表に出てきているのが120ヘクタールだったと思います。ただ、東京財団

は財団のほうでいろいろ調べていまして、実態は786ヘクタールあるんじゃないだろうかということが話に出ておりました。ですから、現在、表に出てきている外資買収というのはあくまでも氷山の一角で、実際は水面下でかなり進んでいると。九州でも、この宮崎でもあるんじゃないだろうかということをも明言されていたんです。結局は、山林の所有実態を行政が把握できていないというところが非常に大きな問題だというふうに言われておりました。ですから、もう少し真剣に考えていく必要があると思っています。特に、この特別委員会は、実質、もう残り1回ですね。1月23日のあと1回ですから、我々としても真剣に最後を考えていきたいと思っています。

その中で、1つ伺いたいのは、北海道が所有者不明森林が4万ヘクタールということで出ていまして、この4万ヘクタールの所有者不明森林なんですけれども、所有者の確認のために道庁が森林所有法人2,141社に調査票を郵送しています。それに対して、実に4割が宛先不明で戻ってきています。ですから、こういった不明森林について、県はどういうふうの実態を把握されているのか、今、答弁できる範囲内で結構ですから、教えてください。

水垂森林経営課長 県内森林は59万ヘクタールでございますけれども、森林所有者でいいますと約12万人の所有者がいらっしゃいます。その中で不在村所有者、そういった方も20数%いるわけでございますけれども、個々には、所有者、現在誰が所有しているかとか、そういったことまでは把握できておりません。森林簿の中で森林の所在ごとに所有者を一応把握はしておるんですけれども、現在もその方が実質保有されているかどうか、そこまではなかなかわからない

んでございますが、先ほど説明しました、地域森林計画をつくる際に森林組合等が調査に入りますが、できるだけ現在の所有者がどなたであるか、そういったところまで把握するように努めているところでございます。

右松委員 極めて問題だと思っています。実態を把握するように努めていきますという答弁では、正直申し上げて、我々としては納得できません。ですから、実際に北海道が行ったように、調査票を郵送するなり、徹底して所有者不明森林というのをまず把握してもらいたいと思っています。ちなみに、北海道が、先ほど言いましたように、森林所有法人2,141社に調査票を郵送して、4割、913社が宛先不明で戻ってきて、それからさらに追跡調査をしています。追跡調査をしても、最終的に184社が所在不明で追いついていないんです。ですから、国外の届け出件数がゼロというのは、行政として本当に断言していいのかどうか、これはやっぱり真剣に考えてもらいたいと思っています。いずれにしても、この特別委員会で、今、きょうの場で回答はいただきませんが、不明森林をしっかりと実態調査していくという、その覚悟といたしますか、その考えをもう一回お聞かせください。

水垂森林経営課長 先ほども申し上げましたように、県内で森林を所有されている方、約12万人ということで、途方もない数でございますが、それらの全ての実態を把握するということは困難でございますが、その中の一定規模以上の森林について、現在、どなたが所有しているか、そういったところができるかどうかわかりませんが、検討はしたいと考えております。

右松委員 今、一定の面積以上の所有者、プ

ラス森林所有法人というのがどれくらいあるのか、教えてもらっていいですか。

水垂森林経営課長 手元に資料がございませんので、しばらくお待ちいただきたいと思いません。

右松委員 後で構いませんけれども、ぜひ、法人には全件、調査票を郵送してもらいたいというふうに思っています。

水垂森林経営課長 所有者が法人である数がある程度あるか、今、手元にないんでございますけれども、今、委員のほうから申し出のありました法人についての調査については、する方向で検討したいと考えております。

右松委員 私はこの問題に関しては徹底して追及していきますので、不明森林の実態をしっかりと把握してもらおうことと、それから、所有者が高齢化していっていますね。ですから、土地の所有者が今後さらにわからなくなってくる、その数字もふえてくると思いますし、例えば相続後の投げ売り物件とかも出てくる可能性も当然考えられますので、ここは真剣に考えてもらいたいということを申し上げたいと思います。以上で終わります。

岩下委員長 ほかに御質問はございませんか。

宮原委員 今、誰が森林所有者かわからんような山がいっぱいあるということですね。当然、税金関係、課税も関わってくるというふうにも思うんですが、当然、親が亡くなれば子供なりいろんなところで相続も広がってくるというふうに思うんですけれども、そういった部分というのはどうなっているんでしょうか。課税ですね。税金を払っていない山がいっぱいあるということになっているのかとも思うんですが、現状はどうなんでしょうか。

水垂森林経営課長 課税のお話ですと市町村

の税務担当、森林のほうは市町村の中の林務担当ということで、情報の共有といいますか、情報交換等には努めているということは聞いておりますけれども、相続されても名義変更がされなかったりとか、そういう事案もあるというふうに聞いておりますので、100%現在の所有者名になっているかというところは今、確約できないところでございます。

宮原委員 たまたまですけれども、地元のゴルフ場の造成のときに、かなり大規模に開発をするんですけれども、ゴルフ場ができた後に、たしか自分のところの山があったんだけれどもという話を聞いたことがあるんですよ。ただ、山があったんだけどと言いながら、税金を払っていたんでしょかねと聞くと、税金はどうなっていたんでしょねという話になるので、相殺するとお金を払わないといかんようになるかもしれないねというような話で終わったことがあるけれども、そういう部分もかなりあるんじゃないかという気がするんです。まあ、言われることもよくわかるので、これ以上のことは言えないと思いますので。

緒嶋委員 届け出件数はこれだけですが、件数だけじゃなくて、移動された面積はわかるんですか。

水垂森林経営課長 届け出件数305件につきましては、面積でいきますと902ヘクタールでございます。

緒嶋委員 この中で、移動の大面積的なものは幾つか挙げるとしたらどのくらいですか。

水垂森林経営課長 市町村からの聞き取りでございますけれども、面積的に一番大きいのが、1件、約160ヘクタールでございます。この内容につきましては、市町村に確認しましたところ、義理の息子さんに無償で贈与したという内容で

ございました。

緒嶋委員 これは質問のとき井上議員も言われたが、地籍調査を進めないと、台帳整理とか、いろいろな今言われたようなことも明確にならんわけですね。そういう意味でも地籍調査は絶対必要だと。こういうものを調査する上でも正確な形というか、土地の所有者がわからんということになるので、所管は農政水産部だけれども、山になれば環境森林部になるわけだから、全庁的な立場で地籍調査等の重要性をお互い前に進めるように努力しなければ、全体的なことの課題もなかなか明確に解決できないということですので、そういう認識を持ってやはり進める必要があると思いますので、そのことを申し添えておきたいと思います。

岩下委員長 ほかにございませんか。それでは、ないようでございますので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さんは、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

岩下委員長 委員会を再開いたします。

委員協議に入ります。協議事項1の提言についてであります。

県外調査が終了し、他県の状況等も調査できましたので、これからは、年度末の報告書の作成に向けて、県当局や国に対し、どのような提言や働きかけができるかを整理していかなければなりません。皆さんには、いろいろ御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ここで、この委員会における提言の一環といたしまして、我々正副から提案させていただき

たいと思います。県外調査では、水源地域保全条例を制定している県にいろいろお話を伺ったところでございますが、その際、土地売買の規制等は本来は国の範疇だと考えているという話があり、埼玉県からは、国へ意見書を提出した旨の説明がありました。

お手元の資料1をごらんください。これは、今年度の9月定例会までのものでございますが、外国資本等による土地売買等に関する意見書などの議決状況を整理したものでございます。

全国で20都道府県が意見書を議決しております。埼玉、新潟、石川、静岡の4県は、同様の意見書を2回議決しております。埼玉県について、2回分の意見書の本文を添付していますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

また、東京財団の調査では、外国資本等による土地の売買に関して、経済のグローバル化に国内の土地制度が追いついていないとのお話を伺ったところでございます。

国における最近の法案制定の動きを見てみますと、衆議院の国土交通委員会で審議されておりました地下水の利用の規制に関する緊急措置法案が、衆議院の解散により審議未了で廃案となり、国会への提出間近と報道されておりました水循環基本法案は、今後の見通しが立たない状況でございます。

そこで、当委員会としても、提言の一環として国への働きかけを行うということで、「外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書」の提出について、検討してみてもどうかと考えております。このことについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

井上委員 私は、今回の特別委員会の審査を通じて非常に強く感じたのは、先ほど緒嶋委員

から言われたように、私も一般質問で取り上げましたが、やっぱり地籍調査だと思うんですよ。それで、外国資本によるということだけで国に求めるのではなくて、水資源と森林資源の確保に関するというような形で少し現実性のある意見書をつくらないと、では外国が来んければいいのかと、そんな話になるので、実態はないじゃないかみたいな話だと、全然実効性のない意見書になってしまうので、もし、意見書をみんなが出すということになればですけども、私としては、なぜ地籍調査が進まないかという、国からの助成金、お金の関係とかいろんな意味で市町村も進めたくても進められないというところがあるわけですね。ですから、先ほど右松委員からも再三にわたって地籍のことも、それから今回のような意見も出しているわけで、それを本当に実効あるものにしていくのは何かといたら、やっぱり地籍調査だと思うんですね。そういう形での意見書のほうが、今回の特別委員会を設置した意義とぴったりくるので、そういう意見書にしてもらいたいんですね。外国はどうかしなさいみたいな意見書は遠い。それよりももっと現実的な意見書に仕上げ、国に対して求めるというほうがいいのではないかと、いうふうに、私は思っております。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんか。

右松委員 井上委員のおっしゃるところも、当然、私もそう思います。例えば、外国資本が全てだめだというふうなことでは決してありませんということを東京財団の方がおっしゃっていました。やはり土地の所有実態を明確にしていくというのが大事なことなんだということを、名前はちょっと今出てきませんが、女性の方が言われておりましたので、そこは混同し

ないように、外国資本は全てだめだというふうな受けとめ方がないような意見書にすべきだということが1点。

それから、やはり地籍調査ですけども、東京財団の資料によると、自治体の職員の意識、これがかなり大きいと書いてあるんです。この地籍調査というのは大変な作業だと思うんですね。ですから、職員が苦勞をいとわずに、大事なことなんだということで、もちろん助成も大事ですけども、そういう意識づけも地籍調査をしていく上では大事なのかなというふうに感じております。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

緒嶋委員 今言われたことは私も同感であるけれども、今度の目的は、外国資本がいろいろと影響して、日本の国土の問題も含めて、将来的に課題を残すというか、課題を残すんじゃないかという視点もあってこの委員会もできたので、そこ辺をうまく2つの整合性をとりながら意見書を出すという形をとらないと、地籍は重要なことだから、それを含めて両方やったほうが我々としては勉強する課題の中で、地籍の問題は昔からあった。これは予算の問題もあるし、そこ辺も含めて、国がもっと積極的に地籍調査を進めるとともに、予算的なものを含めて、国と国との問題等、いろいろ外交の問題まで発展するので、そういうのをある意味では未然に防ぐという必要性もあるわけですね、こういうことを整備することで。そこ辺を両方うまくミックスすると言うとあれですけども、そこ辺を合わせた形で意見書をつくったらどうですか。

井上委員 重ねて言えば、外国資本による何とかと言うと、そっちのインパクトの方が強い

わけです。新潟県がつくっているのが、ちょっと中身がわからないけれども、新潟のを見てみないとわからないけれども、それはどういう表現になっているのかを見せていただいた上で、でも、その中に外国資本の問題とかも網羅していくというふうにしたほうが、非常に実効性のある意見書になるような気がするんですけどもね。

岩下委員長 新潟のほうは手に入りますでしょうか。

壺岐書記 はい。大丈夫です。

右松委員 私が言った外国というのは、例えばリゾートとか、そういう意味の地域活性化とかにつながるような外国資本での買収の話は別にして、水源地に関して外国が入ってくるとすれば、これはやはり考えていかないといけない問題だと思うんです。ですから、水源地を守るという、そういう当初の大もとのところがずれないような形でやっていくといいのかなと思います。

それから、国外が本当にゼロなのかどうか。これは正直言ってどうかなとは思いますが。果たして行政の執行部側の発言を100%信じていいのかどうか。

岩下委員長 それは実際に把握をされていないということで、その不安感というものは確かにあるようですね。

丸山委員 国に対する意見書はいろんな形でいいと思うんですが、県向けのこと、特に今回、条例とか、また登記の関係もおかしいとか、相続がちゃんと進んでいないとか、そういうのを含めて、県でできること、市町村でやるべきこと、ちゃんと整理してしていかないといけないと思っていますので、現実的なものはまず何をやるべきか、これまで調査したことも提言の中

にまとめていく。意見書は意見書で出していく。条例をつくることによって、東京財団の言われること、それが全部防げるわけじゃないんだけど、かなりバリアといいますか、海外資本が、厳しい目で見られるから、ちょっと控えようというようなこともあるから、そういうことも必要じゃないでしょうかということも含めて、ここまで特別委員会をつくりましたので、何らかの県向け、また市町村向けに対する指導もしっかりやりましょうというような、2本立て、3本立てぐらいの形で今回のをまとめていただければいいのではないのかなというふうに思っております。

中村委員 私は土地家屋調査士や行政書士をやっているものですから、実は今、日南の山の調査に都城の土地家屋調査士が行っているんです。行ってみると全て字図地域なんです。例えば、1ヘクタールあると書いてあって、3ヘクタール、4ヘクタールあるんですね。そういう場所ばかりなんです。それから、国土調査をやろうと思っても、所有者が、「うちに山があったのか」ぐらいの人たちなんです。相続が全然進んでいない。だから、まずそこに目を向けないと、相続、そして国土調査をやって、地籍図をちゃんとつくらないかんです。ところが、なかなか大変な仕事で困るんですが、立ち会いを全部しなくちゃいけないんですね、持ち主が3代、4代前の人で、「うちの山はどこだろう」ぐらいの人なんです。だから、これは手を入れておかないと、例えば外国資本が入って、ある山を1ヘクタール買ったとして、「いや、うちはここまであった」と言われると、もう手がつけられなくなる。そういう状態が起きているから、県に対して、市に対して、山林の国土調査、地籍調査をやるのが、あるいは相続にもつな

がりますので、それを進めるように国にも強く要望せにやいかんです。予算が伴いますからね。全く境界はわかりません。

井上委員 さっき宮原委員から出た課税関係のことなんかもそうですね。本当はそこは一致しとらんといかんのだけど、きっと一致していないんですよ。

緒嶋委員 台帳課税というけれども、実際、はかっていないからね。昔からの台帳に載っているんで課税する以外にないわけです。

中村委員 本当はもっと税金関係も変わってくるんでしょうけれども、今、安いし、手のつけようがないんですよ。それで、立ち会いに来てくださいと言ったって、適当にやってくださいみたいなものですよ。そんな状況になりますね。そこに手を入れて、国、県で地籍調査をきちっとやらないと大変なことになると思うんです。4代も5代も続いてくると所有権移転ができないんです。

蓬原委員 占有の継続性といって、例えば、ほとんど人が入ってこない、そこにバリアを引いて、ここはうちの土地だみたいなことをずっとやっている、そこは、今いる、やっている権利が生じて、その人のものになってしまう。だから、奥地の、人が入らないところというのは、意図的にやろうと思えばそれができるわけです。長いスパンでそれをやっていくと。

中村委員 前、瀬戸山さんという政治家がおって、私も立ち会ったことがあるんだけど、物すごい広い山を持っていらっやって、材木を売りながら衆議院議員になられて、全部売り尽くしたんです。その当時はよかったんですよ。ところが、係がおって、これだけだということが残しておいた。そこを売ってしまう。そういうことが今、山というのは可能なところですか

ら、やっぱりこれは早くを手をつけんといかんですね。

岩下委員長 ほかにございませんか。

右松委員 知事を動かすためには、やっぱり意見書という形で段階を 条例に持っていくためには知事が動かなくちゃどうしようもないというのは回っていて感じたものですから、その一つの手段として意見書は大事なのかなと思っていますので、ぜひ。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

いろいろ御意見をいただきましたけれども、委員会として国への意見書を提出するという方向で整理してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

県南調査後に委員協議を予定しておりますが、その際、意見書の案文を配付させていただき、協議をさせていただきたいと思っております。

次に、県当局への提言についてでございますが、条例の制定に関して、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

我々正副といたしましては、水源地域の保全に関する条例の制定については、必要であるという立場で提言を行ってはどうかと考えております。9月の委員会において、宮崎大学の竹下先生から、ある程度取水されたとしても、水資源が枯渇等の危機に陥る可能性は低いとのお話をお伺いし、多少は安心したところでございます。しかし、県民の安全・安心の観点から見ますと、生活用水等の水源を有する地域が、人知れず外国資本等の所有になってしまうということは、今後、懸念材料になる可能性は否定できないと思っております。

国における規制等の動向が不透明な中、水源地域の買収に係る不安感を払拭するためには、本県においても、森林の土地所有権移転等の事前届け出制度などを規定する条例を制定し、水源地域における土地取引の透明性を確保することが必要ではないかと考えています。このことについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

緒嶋委員 皆さん気持ちは一緒だと思いますので、委員長・副委員長の今おっしゃったことを中心に条例化するということは、我々の特別委員会をつくった趣旨からいっても必要だというふうに思いますので、そういう方向で進まれるのはいいんじゃないですか。

岩下委員長 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきましたが、委員会として県当局への条例制定を提言するという方向で整理してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、その他の調査項目、水資源の保全と環境問題の項目について、県当局への提言に係る意見があればお伺いをいたします。

右松委員 先ほど、さまざまな意見が出ましたけれども、国への意見書に値するものと、やはり県の方でやるのが多数出てきましたので、それはやっぱり分けていただくといいのかなと思います。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

中村委員 登記関係は法務省ですから、意見書を出されるときに法務省のほうにも出していただきたいと思います。法務大臣にですね。

岩下委員長 ありがとうございます。ほかに

ございませんか。

それでは、これまでの委員会における質疑や県内外の調査活動を整理し、今後の委員会の中で御意見を伺ってまいりたいと思います。

次に、協議事項2の県南調査についてでございます。

資料2をごらんください。12月20日から21日の1泊2日で実施する県南調査でございますが、調査先につきましては、前回の委員会で決定いただいたとおりでございます。

21日には、調査終了後、議会に戻りましたら、午後2時をめぐりに、議会運営委員会室において委員協議を行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

調査の実施に当たり、書記に皆さんの出欠状況の確認をしてもらっておりますが、予定変更が生じた場合は、なるべく早目に書記まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

12月20日は、午前9時20分に県議会集合となっておりますので、よろしくお願いいたします。

協議事項3の次回委員会につきましては、県南調査後の委員協議を除き、来年1月23日を予定しております。

次回の委員会での執行部への説明・資料要求について、何か御意見や御要望はございませんか。

丸山委員 先ほど宮原委員も言われた納税の関係で、東京財団に行ったときも、市町村で不納欠損で落としてしまっているものが結構あると。本当に土地所有者がわからなくて不納欠損となっているのがどれぐらいなのかというのも、実態は市町村に聞かないとわからないことが多いかもしれませんけれども、その辺からまず細かくやっていかないと前に進まないと思っていますので、宮崎県でどのぐらいなのかというの

がもし、わかれば、データでいただけると詰めやすいのかなと。

岩下委員長 不納欠損の実態を調べていただく。

丸山委員 固定資産税の不納欠損が多分あるだろうということをこの前、東京財団が言っていましたので、そこから突っ込んでいかないとわからないのかと。

蓬原委員 森林に係る課税の状況と不納欠損状況。

岩下委員長 ありがとうございます。資料等の要求についてでございますが、ほかにございませんか。

中村委員 資料2の5ページに上水道の水源というのがありますね。これを見ると、例えば、私は都城ですから、都城を例にとると、深井戸の部分が55件なんですね。どんどん井戸が深くなっているんですよ。もちろん牛、そういったものの汚水を流すんですが、それでどんどん深くなってくる。だから、今、この深井戸について、全体的にどのくらいの深さがあるのか、それから、深さがまだ深まっていくのか、その辺を調べてほしいと思うんです。

岩下委員長 深井戸の状況。

中村委員 浅い井戸では、いろいろあって飲めないらしいです。

岩下委員長 いろんな実態を調べるということです。そのほかに何か資料等ございませんか。

右松委員 先ほどちょっと話しましたが、まだ時間が大分ありますので。12万人という話でしたが、県内の各市町村の人数と、それから不在村が20数%と言われていましたから、その辺も細かい資料をいただければありがたいと思います。

丸山委員 県が持っている森林簿というのがあるんですけども、この森林簿がめちゃくちゃ性能が悪いと。面積も所有者も変わっているけれども、変わっていないというすごい状況だというふうに聞いているものですから、今の森林簿がどういう状況なのかというのも、説明しづらいかもしれないけれども、我々も一回見てみないと。サンプルでいいから、こんなものなんですと、何が書いてあるというのがわからないといけないかと思いますので、サンプルを出してもらおうと、こういうものが載っているんだと。しかし、名前と面積も全然違うというのが結構多いというふうに聞いていますから。

岩下委員長 その一部を資料として見せていただきたいと。

右松委員 森林所有法人、回答がなかったものですから、それも数と分布を教えてくださいと助かります。

岩下委員長 わかりました。

それでは、そのような形で準備をさせていただきたいと思えます。

最後になりますが、協議事項4のその他でございますが、皆様方から何かございませんか。

丸山委員 先ほど、意見書を国のほうに出すということで、21日に協議するという事なんですが、議会が、本会議が開かれるのは2月定例県議会と思うんですが、そこに間に合わせるために早目にやっていくということによろしいんですか。

岩下委員長 今、丸山委員が早目にやっていただきたいと。では、そのような方向でお願いいたします。ほかにございませんか。

それでは、ここで、前回の委員会におきまして蓬原委員より海水の淡水化技術について情報が欲しいとの要望をいただいておりますので、

お手元の資料に沿って、書記から説明させたいと思います。

それでは、吉岐書記、説明をお願いします。

吉岐書記 非常に簡単に説明をさせていただきたいと思います。「海水淡水化」についてという表題の資料を見ていただきたいと思います。これは、インターネット等に掲載してある情報を整理したものなんですけれども、資料に沿って簡単に説明させていただきます。

海水淡水化とは、資料にあるとおり、海水から飲料水、工業用水、農業用水として淡水を製造することで、世界的には中東地域に多く稼働しており、日本でも実用化されているということです。

海水淡水化の方法は、大別するとそこに記載のあるように6つほどあるようですが、近年は、省エネルギー化に最も適した方法ということで、逆浸透膜法が開発されまして、実用化が進んでいるとのことです。

海水淡水化のメリットですが、そこに4つ挙げております。季節や気象条件に左右されることなく水が確保できる、ダムに比べて工期が短い、施設面積が小さい、導送水施設の距離が短くて済むというようなことがメリットとしては挙げられておりました。

日本で稼働している海水淡水化施設は、全国に40カ所ほどあるということで書かれておりましたが、大規模なものとしましては、福岡の海の中道奈多海水淡水化センターと沖縄の沖縄県企業局海水淡水化センターの2つということです。この2つの施設は、いずれも飲料水を確保するためのもので、1日当たりの生産能力は、2ページのほうに詳細を記載しておりますけれども、海の中道奈多海水淡水化センターが1日、5万立方メートル、沖縄県企業局海水淡水化セ

ンターが1日、4万立方メートルを生産しております。この量、5万とか4万とか言われてもなかなかわかりづらいと思うんですが、小学校にある一般的な25メートルプールに換算すると、1日当たりの水の生産量は、海の中道のセンターがおよそプール200杯分、沖縄のセンターがおよそ160杯分ということです。

詳細はそこに記載のとおりで、福岡のほうは平成17年から、沖縄のほうは平成9年から稼働しているというような状況です。以上でございます。

岩下委員長 書記の説明が終わりました。

蓬原委員の御要望により情報提供ということで御理解をいただければと思います。

それでは、今後の日程について確認をいたします。

次の委員会としての活動は、12月20日（木）からの県南調査となります。午前9時20分に県議会集合となっておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の委員会は、来年1月23日（水）午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会は閉会といたします。

午前11時5分閉会